



技術協力プロジェクト

2015年07月31日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|--------------------------|---|
| 案件名 | (和) 学校教育の質向上プロジェクト (英) The quality improvement of primary school education |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 教育-初等教育 |
| 分野課題2 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 人的資源-人的資源-教育 |
| プログラム名 援助重点課題 開発課題 | 教育の質向上 人材育成を中心とした社会開発 教育 |
| プロジェクトサイト | 全国9県 |
| 署名日(実施合意) | 2003年07月16日 |
| 協力期間 | 2003年07月16日 ~ 2010年07月15日 |
| 相手国機関名 | (和) 教育文化省 |
| 相手国機関名 | (英) Ministerio de Educacion y Culturas |

プロジェクト概要

| | |
|------|--|
| 背景 | <p>1980年代に始まった構造改革の流れを受け、1994年、ボリビア国で教育改革が開始された。この改革では、初等教育の量的普及と質の向上が目標の第一に掲げられ、1998年には、「戦略計画(1999年-2002年)」を策定。教員人事制度、カリキュラム作成、教員研修などを通した初等教育向上を目指すことになった。</p> <p>教育改革は一定の成果を達成したものの、(1)就学困難児童への対応、(2)非識字、(3)地方、学校における経営努力の不足、(4)適切な教師教育の不在、などが指摘されている。</p> <p>わが国のボ国教育セクターにおける協力は、1998年から2001年まで無償資金協力「小学校建設」を実施したほか、1998年以降、「教育改革推進支援」長期専門家を派遣し、現職教員研修に対する支援を中心に行ってきた。</p> <p>ボ国教育文化スポーツ省(当時)から我が国の協力実施についての要請を受け、2002年3月、第一次プロジェクト形成調査(教員養成・研修)、2002年10月、第二次プロジェクト形成調査(教員養成・研修)を実施し、現職教員研修分野でのわが国の協力実施案を策定、2003年1月に同協力案実施についての正式要請がなされ、2003年7月16日に実施協議文書を締結。「学校教育の質向上プロジェクト(試行期2年間、本格実施期5年間)」が開始された。</p> <p>2004年10月、ボ国教育文化省とJICA中間評価調査団が実施したプロジェクトの進捗確認、評価の結果を受け、2005年7月のプロジェクト合同調整委員会において本格実施期のプロジェクト実施方針を修正、同年9月30日、実施協議文書修正のための文書が署名された。</p> <p>2006年1月にエボ・モラレス政権が発足し、1994年から開始された教育改革についてはその取り組みが否定されたが、本プロジェクトについては教育文化省からの支援を得て、継続された。そして、2007年10月に本格実施期中間評価調査団が本邦より派遣され、ボ国教育文化省関係者と合同の評価を行った結果、中間段階においては5項目評価による評価結果は概ね良好であり、2010年までのプロジェクト実施が確認された。また、同時期に行われた合同調整委員会において、プロジェクトの全国9県への展開が公式にボ国教育文化省からなされ、2008年度より対象地域を9県に拡大することが承認された。</p> |
| 上位目標 | <p>「子どもが主役の学習」というコンセプトに基づく教育の質向上が、ボリビアの教室レベルで促進される。</p> <p>プロジェクト対象校において、「子どもが主役の学習」を実施促進するための教員の教授能力</p> |

プロジェクト目標

が向上する。

成果

1) 研修教材が作成される。2) プロジェクト実施に必要な人材が育成される。3) プロジェクト対象校において、授業研究・校内研究が実施される。4) 教員相互の経験の共有が強化される。5) プロジェクトが開発した研修教材が、プロジェクトが対象とする教員養成校(INS)で使われる。

活動

1) 研修教材
1)-1 JICAプロジェクトチームが、「学校運営」、「学級経営」、「教授法」についての研修モジュールをスペイン語に翻訳する。1)-2教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、翻訳版モジュールをポリビアの現状に合わせて適正化する。1)-3 教育文化省が県教育事務所と協力し、研修モジュールを試用する。1)-4 教育文化省が、試用結果に基づき修正を行った上で、研修モジュールを完成させる。1)-5 教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、研修教材を作成する。1)-6 教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、モニタリングツールを作成する。
2) 必要な人材の育成
2)-1 本邦研修
2)-2 現地研修(ナショナルレベル)
2)-3 現地研修(県レベル)
2)-4 対象校への技術支援
2)-5 研修・技術支援プロセスのモニタリングと評価
3) 授業研究・校内研究実施
3)-1 対象校における授業研究・校内研究
3)-2 テーマ別授業研究会の実施
4) 教員相互の経験の共有
4)-1 教員研究大会
4)-2 ラテンアメリカ地域のJICAプロジェクトとの技術交換
4)-3 コンクール
5) 教員養成校(INS)へのプロジェクト紹介
5)-1 教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、プロジェクト紹介を行うINSを特定する。
5)-2 教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、特定したINSに対し、プロジェクト活動と研修教材についての紹介ワークショップを実施する。
5)-3 教育文化省がJICAプロジェクトチームと協力し、INSのニーズに応じて教官に対する研修を行う。
5)-4 県教育事務所が、プロジェクト活動の実施とINS学生教育実習のため、INSと調整する。

投入

日本側投入

1) 専門家派遣
1)-1 長期専門家
・「教育技術指導」60 M/M(1名 × 12ヶ月 × 5年)
・「コーディネーター」60 M/M(1名 × 12ヶ月 × 5年)
1)-2 短期専門家
・「教授法」約15 M/M
・「組織強化」約5 M/M
1)-3 第三国専門家
・適宜
2) ローカルコンサルタント備上
(教育文化省とJICAプロジェクトチームの合意に基づく)
3) 現地活動費
・教材作成、対象教員の成果品出版、教員大会にかかる経費等
4) 機材供与
・パソコン、ビデオカメラ等
5) 本邦研修
5)-1 地域特設研修「教育行政」(5名 × 1年(全5回のうち本格実施期間連分))
5)-2 国別特設研修「子どもが主役の学習づくり」(10名 × 3年(全5回のうち本格実施期間連分))

相手国側投入

6) 国内支援体制
研修運営委員会の設置
1) カウンターパート
1)-1 合同調整委員会:
・教育文化省が人材を配置する。
1)-2 県実施チーム:
・教育文化省と県教育事務所が人材を配置する。
1)-3 現職教員研修システム:
・教育文化省が人材を配置し、運営資金を確保する。
2) 運営資金
・教育文化省と県教育事務所が、カウンターパートが研修や技術支援、モニタリング、評価を実施するための資金を確保する。
3) プロジェクト執務室
・教育文化省と県教育事務所がプロジェクト実施のために提供する。
4) 研修への人材派遣
・教育文化省が県教育事務所と協力し、研修への人材派遣(教員、教育文化省と県・市教育事務所職員等)を保証する。

外部条件

・教育文化省により、現職教員研修システムが実施される。
・パイロット校の教員があまり異動しない。
・帰国研修員が、帰国後、その職務から離れない。

実施体制

- (1)現地実施体制 現地協力機関:教育文化省、INFOPER(現職教員研修センター)、各県及び市の教育事務所
- (2)国内支援体制 研修運営委員会

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動 教育の質向上プログラムの中で、無償資金協力による小学校整備計画(ポトシ市、スクレ市)、草の根無償資金協力による各地での小学校校舎補修、青年海外協力隊(小学校教諭など)の派遣を実施。
- (2)他ドナー等の
援助活動 財政支援を行うドナー以外にも、ドイツ、ベルギー、スペイン、デンマーク等が技術協力をを行う。特にスペインはAECI(スペイン国際協力庁)を通じて、新人教員養成に取り組んでおり、学校教育改善プロジェクトと協力関係にある。



技術協力プロジェクト

2018年06月14日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)権利、多文化、ジェンダーに焦点をあてた村落地域保健ネットワーク強化プロジェクト (英)Project on Enhancement of Health Network with Emphasis on Rights, Interculture and Gender |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 保健・医療-保健・医療-保健・医療 |
| プログラム名 | 保健医療システム強化プログラム |
| 援助重点課題 | 社会的包摂の促進 |
| 開発課題 | 保健サービスの普及強化 |
| プロジェクトサイト | ボリビア国コチャバンバ県プナタ郡、アラニ郡 |
| 署名日(実施合意) | 2007年10月03日 |
| 協力期間 | 2007年12月15日 ~ 2011年12月15日 |
| 相手国機関名 | (和)保健スポーツ省、コチャバンバ県保健局 |
| 相手国機関名 | (英)Ministry of Health and Sports, Department prefectural of health in Cochabamba |

プロジェクト概要

背景

ボリビア国の妊産婦死亡率は234/10万出生、乳幼児死亡率は54/出生で、これは南米でも最悪の水準である。妊産婦死亡の主な原因は産科合併症であるが、これらの大半は検診や安全な分娩を含めた適切な周産期ケアが実施できれば防ぐことができるものである。また、乳幼児死亡の大半は急性呼吸器感染症及び乳児下痢症によるものであるが、これらについても母親が早い段階で子どもを連れて受診し、適切な処置が行なわれれば大半は命を取り留めることができる。しかしながら、ボリビア国においては、近隣に医療施設がないという物理的な問題以外にも、コミュニティの住民の保健医療施設へ不信や文化的な要因から受診自体に抵抗が根深く存在し、また、保健医療施設においても管理能力の不足やスタッフの能力不足から適切なケアが提供できないケースも多く、これらの要因の複合により基本的な保健医療サービスの提供がうまく機能していないといえる。

コチャバンバ県の妊産婦死亡率は141/10万出生と全国平均を上回るものの、数値としては依然低い水準であり、また乳幼児死亡率にいたっては89/1000出生とボリビア国平均を大きく下回っている。特にコチャバンバ県においては、女性に対する家庭内暴力(性的、肉体的、精神的なものを含む)が伝統的に多く、これらは母親を含め女性が自らの意思決定のもとで保健医療施設へアクセスすることを妨げ、また、若年層を含む望まない妊娠の原因にもつながっていると考えられている。

プロジェクトサイトであるプナタ保健管区(計8市が含まれている)はコチャバンバ市街地より100km程度に位置する農村部で、人口約10万人の大半がケチュア民族である。本サイトの問題も上記と似た様相であり、本サイトでは以前よりコミュニティレベルの住民組織の強化が他ドナーやNGOなどによって行なわれてきていた。しかしながら、一次医療施設の機能が脆弱であることと、住民側のニーズと保健医療サービス提供側の連携が不足していることから、地域の健康水準は伸び悩んでいるのが現状である。

以上の背景から、2005年コチャバンバ県保健局、保健スポーツ省を通じ、本プロジェクトが要請され、2006年12月に追加採択となった。

コチャバンバ県の地域住民の健康状態が改善される。

上位目標

プロジェクト目標 プナタ保健管区において保健医療サービスの質が向上し、管区内の地域住民がサービスに満足する。

成果 成果1.保健医療サービスの質が改善される。
成果2.地域住民が保健に関する各種活動の計画や実施に参加する。
成果3.リファラル・カウンターリファラルシステムが改善される。
成果4.県保健局、市役所、地域保健委員会、保健医療施設といった各機関の運営能力が向上する。

活動 1-1 保健医療施設の状況についてベースライン調査を実施する。
1-2 保健医療サービスの質向上委員会を立ち上げる。
1-3 保健医療サービスの改善のための各種の研修を実施する。
1-4 研修実施のための各種教材を作成する。
1-5～1-8 保健医療施設の整備を促進する。
2-1 コミュニティにおける地域住民の組織化の状況についてベースライン調査を実施する。
2-2 モデル地区において地域住民と保健医療従事者の参加の下で、コミュニティレベルにおける保健活動の実施計画についてセミナーが行われる。
2-3 コミュニティレベルにおける保健活動の実施を促進する。
2-4 FORSAモデルを活用した住民参加型保健活動を実施する。
2-5 住民参加型保健活動の実施状況について、コミュニティレベルの情報分析委員会において情報共有、意見交換を行う。
2-6 住民参加型保健活動の実施に必要な各種資料を作成する。
2-7 モデル地区において保健プロモーターを育成する。
3-1 リファラル・カウンターリファラル委員会を立ち上げる。
3-2 リファラル・カウンターリファラルに関するマニュアルを作成する。
3-3 保健医療従事者を対象としてリファラル・カウンターリファラルについての研修を実施する。
3-4 リファラル・カウンターリファラルの実施状況についてモニタリングを行う。
3-5 リファラル・カウンターリファラル用紙を作成・配布する。
3-6 プナタ病院と一次レベル保健医療施設との間で定期協議を実施する。
4-1 保健医療従事者などを対象として運営管理能力の向上のための各種研修を実施する。
4-2 各市における保健計画の作成について支援を行う。
4-3 24時間受診を受け付けている保健医療施設において財務管理システムを導入する。
4-4 他のドナー機関との調整を行う。
4-5 保健セクター内の各機関の役割について評価・検討を行う。

投入

日本側投入 1. ローカルコンサルタント備上(プロジェクトコーディネーター、業務調整、コミュニティ調整)
2. 現地あるいは第三国専門家(行政管理、公衆衛生、人間関係、保健医療サービスの質)
3. 研修(プロジェクト関連テーマに関するもの)
4. 機材供与
5. インフラ整備

相手国側投入 1. カウンターパートの配置
2. プロジェクト活動の継続に必要なランニングコストの負担
3. 執務スペースの供与
4. 機材供与、研修実施に必要な手続き
5. 合同調整委員会を設置し、保健スポーツ省、コチャバンバ県保健局、プナタ保健管区事務所、NGO、住民組織代表が参加するための必要な調整。

外部条件

1. カウンターパートの適正配置がなされない。
2. 政策の大きな変更により、母子保健サービスを無料で提供し続けることができないこと。
3. 同サイトにおいて他ドナーとの活動が調整されないこと。

実施体制

(1)現地実施体制 1. 合同調整委員会の設置(JICA、保健スポーツ省、コチャバンバ県保健局、プナタ保健管区事務所など)
2. ODAタスクフォースにおける案件モニタリング

(2)国内支援体制 1. JICA人間開発部による技術的なアドバイス。
2. JICA企画・調整部によるジェンダーおよび案件モニタリングに関するアドバイス及び情報提供。
3. JICA中南米部による適切な予算配分及び対省庁への説明。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

- ・無償資金協力「コチャバンバ母子医療システム強化計画」を実施し、これにより三次レベルの母子病院がコチャバンバ市内ウィエドマ複合病院施設内に建設された(2004年)。現在、本母子病院は本プロジェクトサイトの母子に関するトップレファラル病院として機能している。
- ・草の根無償資金協力により、アラニ市においてポコアタ保健ポストを建設(2007年)、また、プナタ病院の敷地内に「お産を待つ家」を建設(2009年)。今後、プナタ市のクルサニ保健センターの建替が予定されている(2010年度実施予定)。
- ・プナタ保健管区には継続的に保健分野等隊員が派遣されている。平成22年4月1日現在、保健師1名、青少年活動1名、ソーシャルワーカー1名の計3名が派遣されている。
- ・見返資金によるプロジェクト「女性の安全保障強化プロジェクト」が実施された(2006年～2008年)。プナタ保健管区における医療従事者及びコミュニティ住民に対する女性の暴力対策に関する人材育成が行なわれている。

(2)他ドナー等の
援助活動

1. GTZが従来プナタ、アラニ両群を含むヴァジェ・アルト地区にて、保健医療施設の建設、人材育成、住民組織強化の活動を行っていたが、現在は活動を停止している。
2. GTZの活動のうち住民組織強化部分については、GTZの活動停止後も当時のコンサルタントがNGOアイニスーヨを立ち上げ、現在も継続的に活動を行なっている。
3. 国連人間の安全保障基金によるプロジェクト「思春期のための人間の安全保障：バイオレンス、妊娠、妊産婦死亡、HIV/AIDSにかかるエンパワーメントとソーシャルプロテクション」について、2008年5月に採択がなされ、現在実施中。本プロジェクトは、コチャバンバ、ベニの両県を対象としており、プナタ保健管区も対象地域に含まれている。この国連人間の安全保障基金プロジェクトとJICAプロジェクトとの連携促進の可能性について検討を行っている。



技術協力プロジェクト

2018年06月14日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 地域保健システム向上プロジェクト (英) Project for improvement of health service delivery at community level |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 保健医療-保健医療システム |
| 分野課題2 | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 保健・医療-保健・医療-保健・医療 |
| プログラム名 | 保健医療システム強化プログラム |
| 援助重点課題 | 社会的包摂の促進 |
| 開発課題 | 保健サービスの普及強化 |
| プロジェクトサイト | サンタクルス県、コチャバンバ県、ラパス県、ベニ県、タリハ県、バンド県 |
| 署名日(実施合意) | 2007年03月31日 |
| 協力期間 | 2008年04月01日 ~ 2012年10月31日 |
| 相手国機関名 | (和) 保健スポーツ省、サンタクルス県、サンタクルス市 |
| 相手国機関名 | (英) Ministry of Health and Sports, Santa Cruz Prefecture, Santa Cruz Municipal |
| 日本側協力機関名 | 国立国際医療センター |

プロジェクト概要

背景

ボリビア国(以下ボ国)の妊産婦死亡率は290/10万出生、乳幼児死亡率は61/1000出生で、これは南米最悪の水準である。妊産婦死亡の大半は産科合併症によるものであるが、これらは一次医療レベルの適切な周産期ケアで大半は防ぐことができる。また、乳幼児死亡の多くは、急性呼吸器感染症(ARI)、乳幼児下痢症によるものであり、これに低栄養が続いているが、これらは早期受診とそれに伴う適切なケアによって防ぐことが可能である。しかしながら、ボ国では医療施設の配置が十分でないことに加え、医療従事者における管理能力や適切なケアを提供する能力の不足から、きちんとした処置が行えないことが多く、その結果、コミュニティの住民も保健医療施設に対する強い不信感から足を運ばないといったことが多い。

ボリビア政府は2006年から新しい保健セクタープランを策定し、コミュニティレベルにおける包括的なケアや住民が保健医療活動に積極的に参加すること、さらに、低栄養や女性への家庭内暴力を撲滅することを重視している。特にコミュニティにおける保健医療サービスの向上のため一次、二次レベルの医療施設の機能強化を重要視しており、これに基づき、各県、市レベルにおいて医療施設を管理し、医療従事者の能力向上に関する責任が増している。

2001年より5年間実施された「サンタクルス県地域保健ネットワーク強化プロジェクト」においては、①保健医療サービスの質の向上、②住民参加型保健活動、③レファラルシステムの整備、④医療器材保守管理システムの構築、⑤保健医療施設管理の5つについて集中的に活動が行われた結果、パイロット地区における住民の保健医療サービスへのアクセスが向上し、地域保健システム向上のモデルとしてサンタクルス県だけでなく、中央政府にも広く認識されるにいたった。これらの成果をボリビア側の人材に広く普及し、地域保健システムの改善に関する基盤として育成することを目的とし、2006年、ボ国政府は日本に対し、さらなる協力を要請してきた。

上位目標 ミレニアムゴールにもとづきプロジェクト対象地域の住民の保健向上に貢献する。

プロジェクト目標 プロジェクト対象地域の住民が質の高い予防、プロモーション、診療を有するための保健サービスネットワークが強化される。

| | |
|---------------|--|
| 成果 | <p>成果1: 保健施設の医療従事者および保健管区事務局の従事者が、習得した知識を活用し、提供するサービスの質が維持される。</p> <p>成果2: 情報を有し、組織化された住民が、保健の権利を行使し、保健ネットワークとの調整に積極的に参加する。</p> <p>成果3: 県および保健ネットワークレベルで、レファラル・カウンターレファラルシステムが適切に機能する。</p> <p>成果4: 保健医療施設に事務管理・財政管理システムが導入され機能する。</p> <p>成果5: 医学的な診断技術の信頼性が国家保健システムの項目に位置づけられる。</p> <p>成果6: 本プロジェクトの活動手法が保健スポーツ省、県保健局、市役所によって制度化される。</p> |
| 活動 | <p>1-1 母子保健に関する研修(小児科、産科)</p> <p>1-2 医療廃棄物・院内感染の予防と監視</p> <p>1-3 各保健管区での統合的なサービスの質向上委員会の結成</p> <p>1-4 保健ネットワークへの支援</p> <p>2-1 県ヘルスプロモーション委員会の結成: SEDES-PSIEC</p> <p>2-2 コミュニティが参加するFORSAモデル手法の導入</p> <p>2-3 コミュニティが参加するFORSAモデル手法の保健施設のファシリテーターへの研修</p> <p>2-4 コミュニティ組織 (コミュニティファシリテーターによる手法の普及)</p> <p>3-1 レファラル・カウンターレファラルシステム (SRCR) の (患者ケア) 組織化</p> <p>3-2 委員会メンバーと保健ネットワーク従事者に対するSRCR研修</p> <p>3-3 モニタリングと成果評価</p> <p>3-4 SISME業務への支援</p> <p>4-1 財務管理研修</p> <p>4-2 プロジェクト活動ネットワークの事務・財務情報システムの導入</p> <p>5-1 医療機材保守管理委員会の結成</p> <p>5-2 保守管理技術者の研修と医療機材の補修</p> <p>5-3 医療機材のオペレーター研修</p> <p>6-1 小児・産科ケアの技術的ガイドの制度化</p> <p>6-2 地域住民参加のFORSAモデルの制度化</p> <p>6-3 レファラル・カウンターレファラルシステムの制度化</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <p>1. 短期専門家</p> <p>2. ローカルコンサルタント(業務調整、住民参加型活動、財務管理)</p> <p>3. 機材供与</p> |
| 相手国側投入 | <p>地域保健サービス部門の立ち上げ(サンタクルス日本病院内)</p> <p>研修実施に関する企画・モニタリング委員会の設置</p> <p>研修実施に関する環境整備のための予算措置</p> <p>医療施設管理システムを総合管理するための技術者をサンタクルス市が雇用</p> |
| 外部条件 | <p>担当者の人事交代</p> |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | <p>合同調整委員会(保健スポーツ省、サンタクルス県、サンタクルス市)</p> <p>研修成果モニタリング委員会(サンタクルス県人間開発局、サンタクルス市保健局、JICA)</p> <p>研修フォローアップ委員会(サンタクルス日本病院、JICA、研修参加者及び所属先の長)</p> |
| (2)国内支援体制 | <p>協力機関 国立国際医療センター、聖マリア病院</p> |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>1980-1982 国立公衆衛生専門学校設立計画(無償資金協力)</p> <p>1981-1984 トリニダッド母子病院建設計画(無償資金協力)</p> <p>1983-1985 サンタクルス総合病院建設計画(無償資金協力)</p> <p>1982-1992 サンタクルス総合病院プロジェクト(プロジェクト方式技術協力)</p> <p>1994-1999 サンタクルス医療供給システムプロジェクト(プロジェクト方式技術協力)</p> <p>1994-2003 国別特設研修「南米地域・地域保健指導者」</p> <p>2001-2006 サンタクルス県地域保健ネットワーク強化プロジェクト(技術協力プロジェクト)</p> <p>2001-2005 現地国内研修「地域医療指導者研修」</p> <p>2007-2011 権利、多文化、ジェンダーに焦点をあてた村落地域保健ネットワーク強化プロジェクト</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>・PAHO 子供の栄養改善に関するIMCIの導入を全国展開</p> <p>・Medicus Mundi(NGO) 医療施設管理システムを根幹病院に導入、人材育成を実施</p> <p>・USAID PROSALUDを通じヘルスポスの建設、保健医療サービスの提供を実施</p> <p>・USAID サンペドロ市、サーペドラ市にて地域保健システム向上のプロジェクトを実施</p> <p>・サンタクルス県保健局 FORSA-サンタクルスフェーズIIを実施。住民参加、医療施設管理、レファラルシステム強化に関する活動を展開中。</p> |



技術協力プロジェクト

2016年05月31日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)生命の水プロジェクト フェーズ2 (英)Project "water is health and life" Phase 2 |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 水資源・防災-地方給水 |
| 分野課題2 | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 公共・公益事業-公益事業-上水道 |
| プログラム名 | 統合水資源管理プログラム |
| 援助重点課題 | 人材育成を中心とした社会開発 |
| 開発課題 | 水と衛生 |
| プロジェクトサイト | サンタクルス県サンタクルス市、オルロ県オルロ市 |
| 署名日(実施合意) | 2008年05月29日 |
| 協力期間 | 2008年06月16日 ~ 2011年12月31日 |
| 相手国機関名 | (和)環境・水資源省上水道基礎衛生次官室、サンタクルス県公共事業局地下水開発部、オルロ県水局 |
| 相手国機関名 | (英)Ministerio de Medio Ambiente y Agua, Prefectura de Santa Cruz y Oruro |
| 日本側協力機関名 | 厚生労働省 |

プロジェクト概要

| | |
|----------|---|
| 背景 | <p>ボ国の村落部飲料水供給率は51.4%と整備不足が顕著であり、ボリビアの全国飲料水供給率向上の目標達成のためには村落部の給水率改善が1つの重要な要素である。ボリビアでの給水事業は水源開発を県、給水施設設置を市、設置後の給水施設維持管理を村落の水委員会の責任としており、円滑に給水事業が進められることを目的として、現在水資源省は「水を通じた生産的開発モデル」を省令化し、各主体の責任を明確にした上で、市・村落の水委員会に必要な支援を県を通じて行っている(日本との協力による技プロ「生命の水」(フェーズI)、全国9県中6県で実施)。</p> <p>フェーズIの結果、2008年6月までに各県は、市・村落に対する給水施設の設置・維持管理のための技術支援を日常の活動として定着化できる見込みである。また、各県は県レベルの水・基礎衛生分野で活動する関係者(市町村、NGO、他ドナー等)の情報共有・活動調整のために県レベルの水審議会を発足させようとしている。しかしながら、現在JICA側が支援している活動(特定の技術に関する研修の企画・運営、事業運営、新技術、機材維持管理等に関する日常的助言)を継続して行える仕組みは、水資源省内の実施体制の弱さから、ボリビア側での定着が難しい。また、フェーズIの結果、各県の取組み状況に差が出てきており、先進的に取り組んでいる県から他県に技術支援を行う連携協力が始まりつつあるが、この連携協力を支援する仕組みづくりが必要になっている。</p> |
| 上位目標 | 全国地方部給水率の向上及び保健指標の改善に貢献する。 |
| プロジェクト目標 | 県の村落給水事業の持続的実施能力が強化される。 |
| 成果 | ①【県間の連携協力の拠点の組織強化】生命の水技術センターが設立され、その事務局がサンタクルス県及びオルロ県に設立される。 ②【研修機能】環境・水省基礎衛生次官室、9県の水担当局、市町村及び水道事業体に対する、研修実施体制が確立する。 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>③【市・村落の水委員会への持続的支援体制強化】井戸掘削・給水施設計画段階から県・市・村落の共同性が構築・継続されるとともに、市・村落の水委員会での給水施設の維持管理状況・水質状況の確認、生産的活動、緊急対応の体制ができる。</p> <p>④【調査研究機能】生命の水技術センターが地域適正技術開発のために調査研究を実施できるようにする。</p> <p>⑤【水審議会の組織強化】県レベル及び国レベルの水審議会が強化される。</p> |
| 活動 | <p>成果1に関する主要な活動 技術センターの運営体制作りと業務の実施、井戸掘削関連機材の一括管理機能の設立</p> <p>成果2に関する主要な活動 関係団体の活動概要資料作成、技術センターと水審議会との定例会議研修実施(組織強化県でのOJTを含む)、教材作成、講師育成とリスト作成他</p> <p>成果3に関する主要な活動 県と市による給水施設のデータベース作成、緊急時の対応体制確立、水質の定期的分析サービスの開始 他</p> <p>成果4に関する主要な活動 地域適正技術の研究、実用化に向けたパイロット調査 他</p> <p>成果5に関する主要な活動 関係団体の活動概要資料作成、技術センターと水審議会との定例会議</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <p>①人件費 日本人長期専門家1名 チーフアドバイザー/地下水開発ローカルコンサルタント:水資源省内2名(プロジェクトリーダー、業務補佐)、サンタクルス県・オルロ県各2名(地域コーディネーター、業務補佐) 計4名 日本人専門家短期 研修のニーズにより年間3MM(3名程度) 第三国専門家短期 研修のニーズにより年間3MM(3名程度)</p> <p>②機材:研修に必要な水質分析機材、井戸掘削機材スペアパーツ他</p> <p>③現地業務費</p> <p>④研修:日本及び第三国。日本へはプロジェクト全体期間で10名程度。</p> |
| 相手国側投入 | <p>①C/P人件費 水資源省内 2-3名 サンタクルス県、オルロ県内各2-3名 及び活動費(旅費等)</p> <p>②機材のスペアパーツ・維持管理費</p> <p>③活動費</p> |
| 外部条件 | 特になし |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | <p>理事会:環境・水資源大臣、県知事等 執行部:環境・水資源省上水道・基礎衛生次官、9県の水担当局長 事務局:サンタクルス、オルロ県のコーディネーター 部会:各県の水担当職員(県レベル水・基礎衛生委員会の意見を反映)</p> |
| (2)国内支援体制 | <p>厚生労働省 JICA国際協力専門員</p> |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>①技プロ「生命の水」2005-2008年 ②開発調査「ベニ県バンド県村落地域飲料水供給計画」2007年9月-2009年1月 ③上記②の同地域への無償:協力準備調査を実施中 ④草の根無償:水質管理ラボへの簡易測定機材、生産的活動への初期投資支援、洪水等自然災害被害地域への給水施設設置支援 ⑤ボランティアの投入:自動車整備(サンタクルス県)、プログラムオフィサー(水資源省)他10数名 ⑥見返り資金:洪水緊急支援関連 サンタクルス、オルロ、タリハ、ラパス、コチャバンパの5県への深井戸掘削機材供与(調整中)</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | <p>①IDB 給水施設設置への資金援助(ボリビア社会基金FPSを通じての援助)、コミュニティ開発手法についての研修 ②UNICEF 給水施設設置への資金援助、エコトイレの推進・研修 ③ピースコー 村落での給水施設の維持管理支援 他 ④SNV 県庁組織強化プログラム ⑤USAIDと関連NGO(Save the Children他) 給水施設設置 ⑥gtz 都市の水道公社に対する技術研修</p> |



技術協力プロジェクト

2013年06月08日現在

在外事務所 : ポリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 全国統一障害者登録プログラム実施促進プロジェクト フェーズ2 (英) Project for the program of the unified registration of the person with disability Phase 2 |
| 対象国名 | ポリビア |
| 分野課題1 | 社会保障-障害者支援 |
| 分野課題2 | 平和構築-社会的弱者支援 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 社会福祉-社会福祉-社会福祉 |
| プログラム名 | 障がい者支援 |
| 援助重点課題 | 人材育成を中心とした社会開発 |
| 開発課題 | 教育 |
| プロジェクトサイト | 全9県 |
| 署名日(実施合意) | 2009年03月02日 |
| 協力期間 | 2009年03月02日 ~ 2012年03月01日 |
| 相手国機関名 | (和) 保健スポーツ省(全国障害者委員会)、司法省、9県庁(県保健局、県障害者委員会) |
| 相手国機関名 | (英) Ministerio de Salud y Deportes(CONALPEDIS), Ministerio de Justicia, 9 Prefecturas(SEDES, CODEPEDIS) |

プロジェクト概要

背景

ボ国では、1995年に障害者法1678が制定され、障害者の権利・義務・保障が法的に規定されることになった。しかし、明確な障害者認定基準は定められなかったため、障害者の実態が正確に把握されることもなく、障害者支援のための行政・社会サービスも未整備のままに置かれていた。2006年1月に発出した現政権の方針として、社会保護とコミュニティ開発促進を通じて、「社会から排除されていたセクターの積極的参加を保障する」ことが謳われ、2006年4月には「障害者の平等・機会均等に関する国家計画」が発表された。しかし、障害者支援の具体策が策定されなかったため、障害者に対する給付金支給などの具体的な政策を求めて障害者団体による社会運動が全国で活発化した。これに対して、政府内に政府障害者支援委員会が発足し、障害者支援政策の検討が進められた。この検討の中で最初の課題とされたのは、障害者認定基準がなく、障害者の適切な認定がなされず、支援を受けるべき対象者を特定できていないことであった。障害者の基本的人権を尊重し社会における完全参加と平等を達成するための第一の基盤として障害者登録制度を確立し、障害者の実態を正確に把握し、この実態把握に基づいた障害者支援のための各種の行政・社会サービスが策定、実施されるべきであることが現政府関係者の認識として根付きつつある状況にある。こうした状況の下、政府側は2006年8月から実施されていた技術協力プロジェクト「ラパス市障害者登録実施」について大きな関心をよせ、実施促進のための確固たる姿勢を打ち出した。同プロジェクトは、ラパス、タリハ両県のモデル地区を対象とし、障害者登録の制度策定、障害診断のための人材育成、障害者登録の試行的実施などを行うものであった。1年4ヶ月という短期間ではあったが、モデル地区の一部において障害診断・障害者登録が適切に実施されるようになってきている。この成果を高く評価した保健スポーツ省は、モデル地区での成果を全国に普及させることを目的として「全国統一障害者プログラム」を策定し、全国展開のためのキャンペーンを実施し、バンド県を除く8県での障害診断を開始している。しかし、障害診断・障害者登録の運営管理・実施についての各県での組織体制が統一されておらず、不十分であること、また、障害診断にあたる専門人材の技術レベルが統一されていないといった課題があり、全国展開が円滑に進捗するため人材育成についての協力が我が国に要請されてきた。

| | |
|-------------|---|
| 上位目標 | 障害者を対象とした行政・社会サービスが拡充される。 |
| プロジェクト目標 | 全国統一障害者登録プログラムの分析結果によって国家障害者政策の作成が促進される。 |
| 成果 | <p>成果1. 全国統一障害者登録プログラムの実施体制が全9県において確立される。</p> <p>成果2. 障害者、保健関係者、政府関係者および一般国民に対し、全国統一障害者登録プログラムを周知させるための広報、啓発活動がなされる。</p> <p>成果3. 全国統一障害者登録の情報から量的、質的に障害者の現状把握がなされる。</p> <p>成果4. 全国統一障害者登録プログラムの統計データに基づき、政府障害者支援委員会により新障害者法の草案および国家障害者政策の提案書が作成される。</p> |
| 活動 | <p>1.1全国統一障害者登録プログラムについて各県での実施管理の中核を担う県障害者委員会の実施体制が整備されるよう働きかける。1.2全国統一障害者登録プログラムの各県での実施体制の確立に向けて、各県の現状に即した県毎の詳細な実施計画を作成する。1.3全国統一障害者登録プログラムを規定する大統領令の草案を作成し、発布されるよう働きかける。1.4全9県において障害診断チーム、登録・カード発行責任者に対し、診断、登録、カード発行に関する研修や更新講習を実施する。1.5全9県において障害者登録情報システムを導入、設置する。1.6全9県において障害診断、障害者登録、障害者カード発行を実施する。</p> <p>2.1マスメディアを通してプログラムの広報と啓発キャンペーンを実施する。2.2全9県において全国統一障害者登録プログラム周知のためのイベントを開催する。2.3全国統一障害者登録プログラムを周知することを目的として、政府関係者、保健施設関係者、障害に関する社会組織および大学等を対象としたワークショップを実施する。2.4保健スポーツ省が全国統一障害者登録プログラムの統計データに関する定期広報紙を発刊する。</p> <p>3.1日本人短期専門家や第三国専門家などとの連携も検討しつつ、障害原因調査のための手法の指導を実施する。3.2プログラムを通じて収集される毎年の登録情報について、保健スポーツ省がポ国全体および各県の状況分析を行う。3.3国、県、保健管区の各レベルの情報分析委員会において障害の原因についての分析を行う。3.4中央政府と各県において障害者の現状分析結果のプレゼンテーションを実施する。</p> <p>4.1全国統一障害者登録プログラムの情報分析結果に基づいて、司法省が政府障害者支援委員会と連携しつつ新障害者法の草案を作成する。4.2全国統一障害者登録プログラムの情報分析結果に基づいて、政府障害者支援委員会が国家障害者政策の提案書を作成する。4.3政府障害者支援委員会は、障害者関連団体に対し新障害者法の草案および国家障害者政策の提案書に関するコンセンサスを得る。4.4国会と内閣において新障害者法および国家障害者政策に対する検討が開始されるように働きかける。4.5政府障害者支援委員会は、国家障害者政策のフォローアップ、モニタリング、評価のための手段を検討する。4.6診断チームが配置されている保健施設のうち、各県1施設をパイロット施設としてバリアフリー化に取り組み、この結果を活かしつつバリアフリー化の国家基準の作成を働きかける。</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本人長期専門家 1名:1)プロジェクトコーディネーター ・第三国短期専門家、あるいはボリビア人講師 2名(2名×1回):1)バリアフリー建築基準、2)障害乳幼児の早期発見(障害診断) ・ローカルコンサルタント:1)ナショナルコーディネーター 1名(3年間)、2)各県コーディネーター 必要に応じて9名(3年間) 3)システムエンジニア(情報システム) 1名(1.5年間)、4)司法アドバイザー 1名(2年間)、5)業務調整 1名(3年間) ・プロジェクト活動費:1)ワークショップ(障害診断の研修、技術更新講習)、2)各種資料作成(研修資料、広報用資料 他) 3)研修実施のための各種機器一式×9県、4)その他(専門家、コンサルタントの活動費) |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・43診断チーム(医師、臨床心理士、ソーシャルワーカー)の雇用 ・障害者登録・カード発行のチームの確保 ・診断用紙、登録用紙、カード作成 ・各種資料作成(研修資料、広報用資料 他) ・ワークショップ(プログラムの広報) ・プロジェクトの進捗評価とフォローアップの費用 ・日本人専門家やローカルコンサルタントの執務室の確保 ・その他 |
| 外部条件 | <p>①前提条件:1)保健スポーツ省により障害診断だけに特化した43診断チームの雇用がなされる。2)県保健局により43チームの障害診断に適した執務環境の整備がなされる。3)各県の障害者委員会に障害者登録・カード発行のチームの確保がなされる。4)全国障害者委員会の組織強化が行われる。</p> <p>②成果達成のための外部条件:1)政府障害者支援委員会が継続して機能している。2)司法省が障害に関する担当者を配置する。</p> <p>③プロジェクト目標達成のための外部条件:1)全国障害者委員会の組織改革が行われる。</p> <p>④上位目標達成のための外部条件:1)ボ国政府において障害者支援が引き続き優先課題とされる。</p> |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 中央政府:保健スポーツ省(全国障害者委員会)、司法省 県庁:県保健局、県障害者委員会 |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | 1)平成18年8月から平成19年11月にかけて技術協力プロジェクト「ラパス市障害者登録実施プロジェクト」が実施されている。今般のプロジェクトは、この「ラパス市障害者登録実施プロジェクト」のフェーズIIに位置付けられており、フェーズIの成果を全国に普及さ |

(2)他ドナー等の
援助活動

せることを目的としている。

2) 平成19年5月から平成21年5月まで障害者支援分野の企画調査員を配置し、障害者支援プログラムの調整や同プログラムに含まれるプロジェクトの実施準備、実施調整等にあたらせた。

3) JCPP「ボリビア身体障害者リハビリテーション行政支援」が2010年度開始

4) 草の根無償資金協力を通じて、これまでに障害者リハビリセンターの新設、改築、機材供与などが行われている。

5)「特別支援教育教員養成プロジェクト」2010年度から2012年度実施予定

障害者支援に関する国際協力については、WHO、UNICEF、各種NGO等が当国政府と協力しつつ単発的にプロジェクトを実施してきている。ただし、障害者支援分野に対する国際協力を継続的に実施しているドナーはない。



個別案件(専門家)

2012年08月21日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)道路管理 (英)Road Administration |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 運輸交通-運輸交通行政 |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般 |
| プログラム名 | ボリビア その他 |
| プロジェクトサイト | ラパス市 |
| 署名日(実施合意) | 2009年04月01日 |
| 協力期間 | 2010年01月04日 ~ 2012年03月31日 |
| 相手国機関名 | (和)公共事業省運輸次官室 |
| 相手国機関名 | (英)Viceministerio de Transporte, Ministerio de Obras Publicas, Servicios y Viviendas |

プロジェクト概要

| | |
|----------|---|
| 背景 | <p>ボリビアの面積は1,100,000km²、道路の総延長は73,142km、その道路密度は南米大陸の中で最も低い0.066km/km²である。これは、道路が主要交通手段であることを考えると大きな問題である。そのうえ、地滑りや洪水のような度重なる自然災害の故に、道路の開発・維持管理は遅れ、全国の道路の舗装率は7.9%にとどまっている。しかも、県道と市道を合わせた舗装率はわずかに0.5%にすぎない。</p> <p>このような状況を改善するために、道路の計画、維持管理等を職掌する公共事業省運輸次官室は、適切な道路管理行政を実施するため、既存の部署に加え、地方道路整備支援室を設置し、地方道路整備を推進することを決めた。同支援室設置に向けた検討は、現在当国に派遣されている「地方道路行政」専門家の助言の下進められている。</p> <p>しかしながら、その活動はまだ始まったばかりであり、また、近年当国において頻発している気候変動の影響によるものと見られる自然災害(洪水、土砂崩れ等)は当国における防災の必要性を浮き彫りにし、また、公共事業省運輸次官室、ボリビア道路管理局(ABC)、各県が一体となって道路管理を行う必要性が高まっている。</p> |
| 上位目標 | 当国の経済活性化、地域発展に重要な役割を果たす道路交通網を整備すると共に、災害に強い体制を構築する。 |
| プロジェクト目標 | <ul style="list-style-type: none">・当国の生産向上に寄与するための道路計画、輸送能力向上、道路メンテナンス等にかかる技術評価が行われる。・道路の適正な維持管理により管理コストの削減、(貧困削減を目的とした)道路整備計画策定が行われる。 |
| 成果 | <ul style="list-style-type: none">・道路整備計画、道路管理計画体制の問題点が検討され、改善案が策定される。・新たな優良協力プロジェクトが形成される。・道路建設管理評価ソフトウェア(RED等)が県市町村に普及する。・県市町村レベルの道路の適切な建設計画が確立される。・道路の適正な維持管理技術が増進する。・道路建設機材の適正な運用方法が推薦される。 |
| 活動 | <ul style="list-style-type: none">・道路整備計画、道路管理体制の問題点を分析する。・国際機関や他ドナーによる支援を含む、運輸交通網プログラムの協力内容を検討する。 |

・公共事業省運輸次官室の中に地方道路の改善のために設置される「地方道路支援室」の活動内容について検討、助言する。
・地方道路の建設を促進するため、市連合体 (Mancomunidades) の活動を支援する。
・道路建設管理評価ソフトウェア (RED等) の運用についての技術指導を実施する。
・地方道路の改善、メンテナンスに係り必要となる技術を移転する。
・平成19年度採択技術協力プロジェクトである「道路防災橋梁維持管理キャパシティディベロップメントプロジェクト」(実施機関: ボリビア道路管理局) と連携し、その活動内容、成果を公共事業省運輸次官室に対し適切に伝えると共に、道路行政への波及を図る。
・技術協力プロジェクト「道路防災及び橋梁維持管理キャパシティディベロップメントプロジェクト」の終了時評価の結果を踏まえ、先方政府に新たな要望があれば要請につなげるための情報収集を行う。

投入

日本側投入 個別専門家17.33人月

相手国側投入 執務室及びオフィス備品、電話、ファックス、e-mail、コピー機、車両、運転手の供与

実施体制

(1) 現地実施体制 受入責任者: Jose Kinn(公共事業省運輸次官)
カウンターパート: Evert Villens Canedo(陸上・河川・湖水交通局長)
Guillermo Rubin de Celis(陸上交通課技術者) 等

関連する援助活動

(1) 我が国の援助活動
援助活動 1) 我が国の援助活動
技術協力プロジェクト「道路防災及び橋梁維持管理キャパシティディベロップメントプロジェクト」を実施中。
無償資金協力「国道7号線道路防災対策計画」の協力準備調査を実施中。
2) 他ドナー等の援助活動
IDB、CAF、ブラジル等の機関が道路建設に対する借款を実施しており、韓国が橋梁建設に対する借款を計画中。



技術協力プロジェクト

2018年06月14日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)ボリビア道路防災及び橋梁維持管理キャパシティ・ディベロップメントプロジェクト (英)The Project for Capacity Development of Road Disaster Prevention and Bridge Management and Maintenance |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 運輸交通-運輸交通行政 |
| 分野課題2 | 水資源・防災-総合防災 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 公共・公益事業-運輸交通-道路 |
| プログラム名 | 防災に向けたインフラ整備/流域管理プログラム |
| 援助重点課題 | 経済基盤の整備及び生産分野の多様化 |
| 開発課題 | 防災に向けたインフラ整備/水資源管理 |
| プロジェクトサイト | ラパス |
| 署名日(実施合意) | 2008年12月03日 |
| 協力期間 | 2009年03月17日 ~ 2012年10月31日 |
| 相手国機関名 | (和)ボリビア道路管理局(ABC) |
| 相手国機関名 | (英)Administradoda Boliviana de Carreteras (Bolivia Administration of Highways) |

プロジェクト概要

背景 内陸国であるボリビア(以下、「ボ」国)の主たる輸送手段は陸送である。我が国の3倍の国土(約110万km²)に総人口約960万人(2006年)が314の市町村コミュニティに住んでおり、各コミュニティ間の人、農産物、生活必需品等の移動・搬送の70-80%を道路輸送に頼っている。道路総延長は6万キロに達するが、舗装率は国道で30%弱、地方道路においては1%に満たず、またメンテナンスも十分でないことから道路状況は劣悪な状況にある。一方、山岳国家であるボリビアは気象や地形など自然条件が厳しく、11月から3月までの雨期には大規模な斜面崩壊、落石、橋梁の流出等が頻繁に発生し、日々の糧となる生産物を市場に細々と供給している貧農層を中心に大きな損害が発生している。応急処置を施した道路もその復旧技術が不十分であるため、同一箇所と同様な被害を繰り返している。

このような状況の下、ボリビア道路防災の抜本的な改善を促すため、JICAは2005年より開発調査「主要国道道路災害予防調査」を実施した。この中では「キャパシティ・ディベロップメント計画(CD計画)」と称して、今後ボリビアが取り組むべき課題、とりわけ予防防災に向けた各種施策が整理され、そのために必要な組織体制の整備が提案された。この提案を受けてボリビアでは、国道の管理機関であるボリビア道路管理局(ABC)内に道路防災室(UPD)を設置し、CD計画を組織計画に取り入れることを決定した。しかし防災対策の経験や専門技術の蓄積が十分でないボリビアが単独で計画を実施することは難しく、我が国に対して自立発展的な道路及び橋梁維持管理業務能力向上のための更なる技術協力を要請した。

これに対して我が国は、2007年12月に事前調査を行い、要請の背景及び実施の妥当性を確認し、2008年12月にプロジェクトの実施枠組みを定めたR/Dを締結した。

上位目標 国道が恒常的に通行可能となる。

プロジェクト目標 ABCの道路防災及び橋梁維持管理能力が向上する。

成果 成果1: 道路防災室(UPD)の組織基盤が強化される。
成果2: UPDの道路防災業務に必要な基盤が整備される。

成果3: UPD職員の道路防災に関する技術が向上する。
成果4: UPDの橋梁維持管理業務に必要な基盤が整備される。
成果5: UPD職員の橋梁維持管理に関する技術が向上する。

活動

- 1.道路防災室(UPD)の組織基盤が強化される。
 - 1-1 UPDが道路防災、橋梁維持管理を進める上での問題点の整理を行う。
 - 1-2 UPDの活動指針、事業計画の策定を行う。
- 2.UPDの道路防災業務に必要な基盤が整備される。
 - 2-1 防災情報の更新とシステム運営を行う。
 - 2-2 雨量情報の収集、地すべり観測機器の設置／運営を行う。
 - 2-3 道路防災情報データベースを構築／更新する。
 - 2-4 マニュアル及びガイドの更新、作成を行う。
 - 2-5 国道における道路リスク区間の地形図を作製する。
 - 2-6 道路防災工事関連資料の整理と目録を作成する。
- 3.UPD職員の道路防災に関する技術が向上する。
 - 3-1 道路防災技術研修を実施し、修了者を認定する。
 - 3-2 UPD職員を対象に道路防災分野の研修を実施する。
 - 3-3 UPDが担当する道路防災工事においてOJTを実施する。
 - 3-4 道路防災技術手帳を定期的に発行する。
 - 3-5 ABC職員を対象とする研修及びセミナーを行う。
- 4.UPDの橋梁維持管理業務に必要な基盤が整備される。
 - 4-1 橋梁の防災・維持管理の業務体制を整理する。
 - 4-2 マニュアル及びガイドを作成する。
 - 4-3 橋梁管理システム(SGP)のモニタリング／評価を行う。
 - 4-4 橋梁工事竣工関係の整理と目録を作成する。
- 5.UPD職員の橋梁維持管理に関する技術が向上する。
 - 5-1 橋梁維持管理技術研修を実施し、修了者を認定する。
 - 5-2 UPD職員を対象に橋梁維持管理分野の研修を実施する。
 - 5-3 UPDが担当する橋梁維持管理工事においてOJTを実施する。
 - 5-4 橋梁維持管理技術手帳を定期的に発行する。
 - 5-5 ABC職員を対象とする研修及びセミナーを行う。

投入

日本側投入

1. 専門家(必要分野)
 - (1)総括/組織強化 (2)副総括/道路防災管理 (3)地質(砂防、流域管理) (4)地質(地すべり)
 - (5)道路設計 (6)道路防災データベース/情報通信 (7)副総括/橋梁維持管理 (7)橋梁マネジメントシステム(BMS) (8)橋梁設計 (9)橋梁防災(洗掘/侵食) (10)業務調整
2. 研修
 - (1)ポリビアでの研修／ワークショップの開催(年1～3回)
 - (2)日本での研修(2009年度、2010年度、2011年度)
3. 機材供与
 - (1)調査用機材(ハンディGPS、ハンドレベル等)
 - (2)モニタリング用機材(雨量計、地すべり自動観測システム等)
 - (3)橋梁点検用機材(シュミットハンマー、PHメーター、鉄筋探査機等)
 - (4)車両
 - (5)ソフトウェア(GISソフトウェア、CAD、擁壁安定計算ソフト、斜面安定計算ソフト、地すべり安定解析ソフト等)

相手国側投入

1. カウンターパート・チーム
 - (1)プロジェクト・マネージャー (2)コーディネーター (3)道路防災設計・積算 (4)水文・水理エンジニア
 - (5)地質エンジニア (6)橋梁エンジニア
2. 管理人員
 - (1)プロジェクト・ディレクター (2)プロジェクト・マネージャー (3)コーディネーター (4)機材保守管理 (5)その他必要な分野
3. 施設
 - (1)プロジェクトチーム・オフィス(ABC内) (2)オフィスファニチャー (3)通信設備
4. ローカルコスト
5. その他
 - (1)道路防災対策事業(OJTとして) (2)橋梁補修事業(OJTとして)

外部条件

- 1.上位目標に対して
ABCの道路管理予算が毎年十分に確保される。
- 2.プロジェクト目標に対して
ABCの運営に大きな変動がない。
- 3.成果に対して
訓練された技術者が勤務を続ける。

実施体制

(1)現地実施体制

- ・ジョイント・コーディネーティング・コミッティ(JCC)の設置
- ・カウンターパート・チームの配置

関連する援助活動

開発調査「主要国道道路災害予防調査」(2005-2007)

(1)我が国の
援助活動

専門家派遣「道路行政」(2003-2006)
専門家派遣「地方道路行政」(2007-2009)
無償資金協力「日本・ボリビア友好橋改修計画(本体部分)」(2005)
無償資金協力「地方道路拡充機材整備計画」(2006-)
専門家派遣「道路管理」(2009-2011)

(2)他ドナー等の
援助活動

アンデス開発公社(CAF)「PROVIAL(零細企業による道路保全)」他、道路整備など
世銀グループ、米州開発銀行(IDB) 各地において道路整備を実施



個別案件(専門家)

2015年07月31日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和) 持続的鉱業計画アドバイザー (英) Technical Advisor for Planning and Sustainable Mining Development |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 資源・エネルギー—鉱業 |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 鉱工業-鉱業-鉱業 |
| プログラム名 | プログラム構成外 |
| 援助重点課題 | - |
| 開発課題 | - |
| プロジェクトサイト | ラパス |
| 署名日(実施合意) | 2009年04月01日 |
| 協力期間 | 2009年12月14日 ~ 2012年12月13日 |
| 相手国機関名 | (和) 鉱山冶金省 鉱山冶金局 |
| 相手国機関名 | (英) Ministerio de Minería y Metalurgia |
| プロジェクト概要 | |
| 背景 | ボリビア国(以下「ボ」国)の主要産業である鉱業は、「ボ」国の経済成長や外貨獲得、雇用促進に大きな影響を与える産業であり、「ボ」国の発展にとって必要不可欠なものである。一方で、鉱業は開発・採掘・生産の各段階で周辺地域や自然界に少なからず負荷を与える可能性を有している。 このため、鉱害防止などの環境影響や鉱業開発に伴い必要となる周辺コミュニティのニーズに配慮した鉱業開発への協力が必要とされている。 |
| 上位目標 | 「ボ」国政府の鉱業政策策定・実施能力が向上し、環境問題等に対応しつつ持続可能な資源開発を行うための体制が整備される。 |
| プロジェクト目標 | 「ボ」国の鉱業セクター(鉱山冶金省、ボリビア鉱山公社(COMIBOL)、地質調査所(SERGEOTECMIN)、県庁、大学、鉱業組合、鉱山企業等を含む)とそれらが「ボ」国の発展に与える影響の現状調査をする。その後、特に環境影響に関する問題について「ボ」国政府の方針と主問題を分析する。 |
| 成果 | 1.セクターのプログラムとプロジェクトの計画立案 2.鉱山冶金省及びCOMIBOLの強化 3.プロジェクトの立案と進捗 4.「ボ」国政府との調整 5.鉱業分野における「ボ」国政府の追加ニーズの確認及び我が国の協力可能性の検討 6.他の関連テーマ |
| 活動 | 1-1 セミナー、会議、本邦研修等の活動を通じ、CPと関係機関が「ボ」国の政策に従って持続的鉱業に関する活動を実施できるように強化するための支援をする。 1-2 我が国の技術と経験を考慮し、新法の整備に対する技術支援・助言を行う。 2-1 COMIBOLの年間計画の実施において、既存のプロジェクトと予算措置が効果的に実施されるように、環境に関する活動の技術的な支援を行う。 2-2 COMIBOLの運営計画作成において、CIMAや他の環境研究所の鉱山汚染に対する技術的成果が考慮されるよう助言を行う。 |

- 3-1 戦略の実施において日本の技術と経験が考慮されるよう、関係機関に技術的アドバイスを
 行う。
 3-2 「ボ」国内の法律とセクター開発計画内で、環境関連機関の活動を具体化・活性化するた
 め、セクターの関係役職者と調整する。
 3-3 各機関の活動が重複せず効果的な成果を挙げるため、CP及び関係機関と調整する。
 3-4 環境問題として、稼動中及び休廃止鉱山の酸性水問題と廃石問題の解決のための支援
 と助言を行う。
 3-5 環境汚染のデータベースと目録作成もしくは更新に関する支援と助言を行う。
 4-1 上記の活動を実施し成果を得るため、「ボ」国政府、CP機関、我が国大使館、JICAと情報
 を共有し調整する。
 5-1 先方政府より追加で協力可能性の確認のあった事項のうち、「カタビ廃さいからのレアメ
 タル回収」、「鉱石からのインジウム抽出」について、我が国による協力方法をJICAと共に検討
 する。
 6-1 調査、探査、環境に関する予防とコントロール、鉱物・金属・製品の産業化と流通につい
 て、CP及び関係機関に対し技術的な支援と助言を行う。

投入

- 日本側投入 長期専門家1名×36ヶ月
 現地業務費(別予算項目から支出)
 相手国側投入 執務室の提供
 C/Pの配置
 移動手段の提供
 外部条件 なし

実施体制

- (1)現地実施体制 受入責任者: 鉱山冶金大臣
 カウンターパート
 鉱山冶金省鉱山冶金総局長)
 鉱山冶金省環境ユニット長
 COMIBOL(ボリビア鉱山公社)技術部長
 地質鉱山技術サービス局地質局長
 (2)国内支援体制 経済産業省資源エネルギー庁、JOGMEC

関連する援助活動

- (1)我が国の
 援助活動 1) JICAの活動
 鉱業分野の協力として「鉱山環境研究センタープロジェクト」を2009年6月末まで実施。
 本専門家が活動する際には、同プロジェクトの内容を熟知した上で、同プロジェクトの成
 果を「ボ」国鉱業行政に生かすよう、提言することが求められる。
 集団研修「環境に配慮した効率的資源開発・利用に関する研修」へ鉱山冶金省環境課
 長が参加し、専門家の環境分野において主体となって活動中。
 2) JOGMECが「持続的資源開発推進環境対策支援事業における環境対策調査(残渣
 調査)」を、本件専門家から情報を得て実施。
 流域管理分野ではオランダ、EU等。
 環境管理全般ではデンマーク。
 (2)他ドナー等の
 援助活動



個別案件(専門家)

2018年06月14日現在

在外事務所 : ポリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 農牧政策アドバイザー (英) Agriculture and Livestock Sector Advisor |
| 対象国名 | ポリビア |
| 分野課題1 | (旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農業政策・制度 |
| 分野課題2 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | 農業生産拡大プログラム |
| 援助重点課題 | 経済基盤の整備及び生産分野の多様化 |
| 開発課題 | 農産品の流通強化・生産基盤の整備 |
| プロジェクトサイト | ラパス市内 |
| 署名日(実施合意) | 2008年06月30日 |
| 協力期間 | 2008年07月01日 ~ 2010年07月01日 |
| 相手国機関名 | (和) 農業開発・環境省 |
| 相手国機関名 | (英) Ministerio de Desarrollo Rural, Agropecuario y Medio Ambiente |

プロジェクト概要

背景

ポリビアでは全人口約850万人の60%が貧困層に属し、特に地方部人口310万人のうちの貧困率は84%と地方部農民の貧困率の高さが顕著である。一方でこれまでの政権では企業型農業(大規模農業)に偏った支援をしてきており、小規模農民が特に貧困な状況に追いやられている。

ポリビア中央政府においては2006年1月の新政権発足後、6月に国家開発計画が発表され、その後各セクターに特化したセクタープランが発表されている。農業開発・環境省は2007年11月に発表したセクタープランにおいて、過去のネオリベラル主義の農牧政策により実施されたボ国の農村開発では、小規模農民が殆んど裨益しておらず、危機的状況にあるとしている。その問題点として、政府の農村開発能力の弱体化、地域間格差を拡大している不均衡な公共投資配分、市場開放による小規模農民への価格競争圧力増加、大規模経済開発優勢による環境破壊などを指摘している。そしてこれらの問題を解決するためには、小規模農民が裨益するよう、環境への配慮や食糧の安全保障等を重視した農牧開発パターンが必要であるとし、戦略目標として①国家食糧安全保障の推進②国の発展、住民の生活に資する農業の実施③天然資源の持続的活用および保全の3項目を定めた。

一方、2006年の新政権発足時にポリビア中央政府は「水資源省」を新たに発足させた。これによりこれまで農業開発・環境分野と一体で農業分野の所管省庁が責任機関となっていた灌漑部門は水資源省の1次官室として整理された。この灌漑次官室では「灌漑セクタープラン」を上記の農牧セクタープランは別に発表しており、農民の生産性向上に貢献する灌漑施設の充実を目標に掲げている。

しかしながら、上記目標に対し、人員や予算を考慮した実行可能な具体的な計画策定や実施方法に関する知識・経験が農業開発・環境省及び水資源省灌漑次官室において不足しており、活動が進展しないのが現状である。

上位目標 農村開発に係わる農牧省の政策策定能力が強化される。

プロジェクト目標 小規模農家のための農業・農村開発案件の推進に寄与する。

1. 当該分野における我が国の協力案件が円滑に実施される。

| | |
|---------------|--|
| 成果 | <p>2. 当該分野における我が国の実施中・終了案件について、フォローアップや成果の活用が実施される。</p> <p>3. 農業開発・環境省、水資源省のカウンターパートの農業・農村開発政策に関する知識が向上する。</p> <p>4. 新規案件が形成される。</p> |
| 活動 | <p>1-1 サブプログラム毎の新規案件形成に対して情報収集及び技術的助言を行う。</p> <p>1-2 JICA協力実施中案件に対してモニタリングし、技術的助言及び各種連絡調整を行なう(各案件の定期評価時に技術団員として参加することを含む)。</p> <p>1-3 農業・農村開発分野の国際協力機関の動向把握・情報共有を行い、援助協調を推進する。</p> <p>2-1 我が国の農業・農村開発分野に係わる活動および成果についてボ国、国際機関に対して広報活動を実施する</p> <p>2-2 我が国の各種農業・農村開発協力の成果を取りまとめ農業開発・環境省及び水資源省灌漑次官室とともにその活用・普及を検討する。</p> <p>2-3 JICA協力終了案件に対して技術的助言を行う。</p> <p>3-1 農業開発・環境省、水資源省灌漑次官室の政策に関しての情報収集を行い、政策方針を把握する。</p> <p>3-2 農業開発・環境省、水資源省灌漑次官室の政策や事業実施に対し、技術的助言を行なう。</p> <p>4-1 新規案件形成に必要な情報収集や関係機関調整及び関係機関への技術的助言を行なう。</p> |
| 投入 | |
| 日本側投入 | 長期専門家(農牧政策アドバイザー)1名×2年 現地活動費 車両1台 |
| 相手国側投入 | カウンターパート(農牧次官)、事務所、秘書、ドライバー |
| 外部条件 | 現行の国家開発計画、農牧セクタープランや灌漑セクタープランが大きく変更されない。 |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | JICA事務所がプログラムレベルで連携する。 |
| (2)国内支援体制 | 農林水産省、JICA農村開発部による技術的助言。 |
| 関連する援助活動 | |
| (2)他ドナー等の援助活動 | 世界銀行、米州開発銀行、EU、FAO、IFAD、IICA、WFP、米国、ドイツ、イギリス、デンマーク、オランダ、スイス、ベルギーなどが農業・農村開発分野で事業を行なっている。 |



技術協力プロジェクト

2013年06月08日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 農牧技術センター／農業総合試験場プロジェクト (英) Project of the Technological Center on Agriculture and Livestock in the Republic of Bolivia (CETABOL) |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | (旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農業開発 |
| 分野課題2 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | プログラム構成外 |
| 援助重点課題 | - |
| 開発課題 | - |
| プロジェクトサイト | ボリビア国サンタクルス県 |
| 署名日(実施合意) | 2005年03月30日 |
| 協力期間 | 2005年04月01日 ~ 2010年03月31日 |
| 相手国機関名 | (和) ボリビア農牧開発省、オキナワ農協、サンファン農協 |
| 相手国機関名 | (英) Ministry of Farmers, Agriculture and Livestock Affairs Nikkei Okinawa Agricultural Cooperative (CAIC) |

プロジェクト概要

背景

ボリビア農業総合試験場(以下『試験場』という)は、ボリビア国の東部に位置するサンタクルス県にあるオキナワ移住地(1954年開設)及びサンファン移住地(1955年)における日系移住者の営農安定化を支援する目的で、1961年に開設されたサンファン指導農場と、1970年に開設された畜産センター(1971年にオキナワ畜産センターに改称)が1985年に統合再編されたJICA直営の試験場である。

ボ国においてサンタクルス県は農産物の約80%を生産する重要な農業県で、オキナワ移住地とサンファン移住地は同県の農業生産の先導的な役割を果たしてきた。また、日系移住地における営農状況を見ると、機械化作業を含む多くの農作業をボ国人に依存しており、日系移住地内に居住する多数のボリビア人との共存なくしてはその営農は成り立たなくなっている。

本試験場は、当初、支援の対象を日系人としていたが、1980年代後半からは、直接あるいは間接的に地域のボリビア人社会も対象とし、その結果、不耕起栽培技術の普及など、ボ国サンタクルス県における持続的営農技術の改善に一定の成果を上げてきた。

一方、両日系移住地は、1954年の入植からすでに50年の期間を経て、世代交代がすすむと同時に移住者の営農も多様化し、成熟期に達している。その結果、移住者の定着・安定のための支援という試験場開設の所期の目的は達成されたとの判断がなされた。1999年11月の機関決定により、日系移住者を含むボリビアの農業発展に資する試験場として技術協力のプロジェクトとして運営されることとなった。2001年2月にボ国側関係機関と協議の結果、当該地域における持続的な農業の展開と地域の活性化を図るためには、本試験場を日系農協に移管することが適当と判断された。

これら協議結果を受け、JICAは2010年の日系農協への移管を円滑にするために、2001年度から2009年度までの期間は、人材育成と組織体制整備を目標とした技術協力プロジェクトを実施することとし、ボ国側とも合意し、「ボリビア農業総合試験場プロジェクト」として2001年度から2004年度までの間、第1フェーズの協力が実施された。

2005年度から2009年度までは第2フェーズの協力として、その名称を「ボリビア農牧技術センタープロジェクト」に変更し、移管後の試験場が自立的に事業を展開できるための体制整備を行うことを目標として実施されている。

| | |
|---------------|---|
| 上位目標 | サンタクルス県の熱帯湿潤地域において持続的な農業技術が普及される |
| プロジェクト目標 | ボリビア農牧技術センターがボリビア国サンタクルス県の熱帯湿潤地域における営農技術改善と普及の拠点として基盤整備される |
| 成果 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業技術・情報を収集および検証する体制が整備される 2. 検証された農業技術を普及実践する体制が整備される 3. 公的認証機関と同等の検査・分析等を行える体制が整備されるとともに人材が育成される 4. 安定的な農業生産のための技術支援サービスの実施体制が整備される |
| 活動 | <ol style="list-style-type: none"> 1-1 農業技術・情報を収集するための組織を構築する 1-2 病虫害・雑草防除技術情報の収集および検証を行う 1-3 土壌肥料に関する技術情報の収集および検証を行う 1-4 肉用牛に関する技術情報の収集および検証を行う 2-1 各種情報を普及するための手段・組織を構築する 2-2 主要な栽培作物の病虫害・雑草防除技術マニュアルを作成し改訂する 2-3 土壌診断に基づいた施肥指導・農地の適正利用に関する情報を提供する 2-4 肉用牛の品種改良方法に関する技術マニュアルを作成し普及する 2-5 移住地および現地のニーズに対応したセンターの運営を行う 2-6 受け皿機関の登録手続きを支援する 3-1 標準規格にあった分析が実施できるラボを整備する 3-2 分析方法および安全対策のマニュアルを作成する 3-3 ラボラトリーおよび試験圃場を運営する人材を育成する 3-4 土壌・飼料・水質分析等を行う 4-1 貸し牛制度の拡充と牛せり場の運営を行う 4-2 乳・肉牛の生産に関する受託サービスを実施する 4-3 農作業の受託サービスを実施する |
| 投入 | |
| 日本側投入 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家派遣 長期専門家: 場長／チーフアドバイザー、次長／業務調整 短期専門家: 必要に応じ 2. 研修員受入: 本邦および第三国 3. 機材供与 4. 施設: 本館、研修棟、網室、分析室、種子選別所、肉用牛検定施設、せり場、宿舎、農機具舎、車庫、他 5. プロジェクト要員の配置 6. プロジェクト運営の経費 |
| 相手国側投入 | <ol style="list-style-type: none"> 1. C/Pの配置: 日系農協 2. 専門家に対する特権免除の付与、機材の通関 3. オキナワ第2移住地からの土地の無償貸与 |
| 外部条件 | <ol style="list-style-type: none"> ①前提条件 日系農協のボリビア農牧技術センターの移管引受けが変更されない ②成果達成のための外部条件 日系農家の営農形態が大きく変わらない 想定外の病虫害が発生しない 異常気象が発生しない 農産物の価格が予想外に悪化しない ③プロジェクト目標達成のための外部条件 ボリビア側の関係諸機関の協力が得られる ラボラトリー認定制度に大きな変更がない ④上位目標達成のための外部条件 サンタクルス県の営農形態が大きく変わらない |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 合同調整委員会(農牧農村開発省、オキナワ農協、サンファン農協、財務省、サンタクルス県、JICAボリビア事務所) |
| (2)国内支援体制 | 南米農業試験場(パラグアイ農業総合試験場・ボリビア農牧技術センター)国内委員会 |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | <p>技術協力「ボリビア肉用牛改善計画(96.7.1～01.6.30)」</p> <p>技術協力「ボリビア小規模農家向け優良稲種子普及計画(00.8.1～05.7.31)」</p> <p>技術協力「小規模畜産農家のための技術普及改善計画(04.12.6～08.12.5)」</p> <p>技術協力「ボリビア農業総合試験場プロジェクト(01.2.21～05.3.31)」</p> |
| (2)他ドナー等の援助活動 | サン・ファン農牧総合協同組合(CAISY)、オキナワ農牧総合協同組合(CAICO) |
| 備考 | <p>技術協力第1フェーズ: 2001年2月21日～2005年3月31日</p> <p>技術協力第2フェーズ: 2005年4月1日～2010年3月31日</p> |



技術協力プロジェクト

2019年01月30日現在

在外事務所 : ボリビア事務所

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)高地高原中部地域開発計画プロジェクト (英)Project for Rural Development in Altiplano Central |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | (旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発 |
| 分野課題2 | ジェンダーと開発-ジェンダーと開発 |
| 分野課題3 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | 農業生産拡大プログラム |
| 援助重点課題 | 経済基盤の整備及び生産分野の多様化 |
| 開発課題 | 農産品の流通強化・生産基盤の整備 |
| プロジェクトサイト | プロジェクト対象地域:ラパス県南部及びオルロ県北部 |
| 署名日(実施合意) | 2007年09月25日 |
| 協力期間 | 2008年01月01日 ~ 2011年06月30日 |
| 相手国機関名 | (和)ラパス県庁、オルロ県庁、地域10市町村 |
| 相手国機関名 | (英)Prefecture of La Paz y Oruro, 10 municipalities of the target area |
| 日本側協力機関名 | 特になし |

プロジェクト概要

| | |
|----------|--|
| 背景 | <p>ボリビア国(以下「ボ」国)の高地高原中部地域(ラパス県パタカマヤ市からオルロ県タンボケマード)には、日本政府が円借款(最終的には債権放棄)で建設に協力した幹線道路があるが、地区内の開発は非常に遅れている。高地高原地域は標高が3,700-4,500mの山岳地域に広がる平原で、当国の農村人口の約4割を占めているが、寒冷で厳しい気象条件と、降雨量の少なさ(250-400mm)の上、雨季の集中降雨が地形的に貯水されず、土壌浸食が激しく土地生産性が低いため、住民の生活水準は貧困である(ラパス県・オルロ県の農村部貧困率は約85%)。地域では、過放牧と植生の過剰伐採による自然草地の劣化が急激に進んでおり、農牧生産性が減少して貧困の度合いがより深刻化しており、生活が維持できないことから都市や熱帯地域への人口流出が加速化している。</p> <p>この状況を受け、ボリビア水資源省灌漑次官室、農牧省農村開発・農牧次官室、ラパス県、オルロ県、地域の主要市とJICAは2007年9月に事前評価を実施し、プロジェクトの枠組みについて合意したのち、同年11月に小規模灌漑施設の建設・事業管理に関する市の技師のキャパシティ・ディベロップメントを目的とした標記の技術協力プロジェクトの実施協議議事録(R/D)に署名した。</p> |
| 上位目標 | 特定の産物について、対象地域での生産性が向上する。 ラパス、オルロ県内の他の地域に同様の活動が普及される。 |
| プロジェクト目標 | 灌漑農業がプロジェクト対象10市内において実施される |
| 成果 | <ol style="list-style-type: none">1 小規模灌漑に関する技術向上 県と市の技術者が、本プロジェクトにより得た知識と技術を活用し、新しい小規模灌漑施設建設事業を自ら設計・監督できるようになる。2 小規模灌漑施設建設事業管理に関する知識向上 新しい灌漑施設建設のための企画・提案・資金調達・実施ができる。3 水利組合の組織化 パイロット施設利用のための水利組合が組織され、水利用の管理・施設の維持管理の体制が整う。4 営農(畜産)指導/流通 市が集落住民に対し技術指導を行う。(既存灌漑施設において実 |

施)
 特定作物: 人参、白たまねぎ、アルファ、牧草(導入種)、原生の牧草
 畜産に関する研修: ラクダ科、牛、羊
 5 県・市での活動の定着 プロジェクトの活動が県と市レベルで定着するための体制が整備される。

活動 1)小規模灌漑システムの建設にかかる市土木技術者の実地研修(OJT)及び小規模灌漑システム建設の設計、監理、監査マニュアルの作成
 2)対象市による小規模灌漑システム建設のためのプロジェクト管理マニュアルの作成
 3)市技術者による灌漑システム維持管理のための水利組合への支援
 4)土壌管理及び耕作技術に関するマニュアルの開発と市技術者への研修、土壌管理及び耕作技術に関する農民への現場指導
 5)関係機関間の灌漑システム建設に関する調整を行うための協議会の設立

投入

日本側投入

- (1)人件費
 1. 日本人専門家:総括/チーフアドバイザー、短期1名(18MM)(業務実施簡易型)
 2. 日本人専門家:業務調整、長期1名(26MM)
 3. 現地リーダー(ローカルコンサルタント、42MM)
 4. 現場調整員(ローカルコンサルタント、30MM)
 5. 土木分野担当2名(ローカルコンサルタント、36MM×1名、42MM×1名)
 6. 農業分野(畜産)(ローカルコンサルタント、42MM)
 7. 農業分野(野菜)(ローカルコンサルタント、42MM)
 8. 会計・経理担当(必要に応じ)

(2)C/Pの研修出張

(3)機材・現地活動費:パイロット工事に関わる費用4件、車両2台オートバイ10台、測量機材、GPS、他

(4)ボランティアの派遣

相手国側投入

中央省庁(環境・水資源省水資源・灌漑次官室):担当者の指名。
 県:土木技師2名、農業技師2名、パイロット工事費用、プロジェクト打合せスペース、車両の燃料費
 市:土木技師1名、農業技師1名、プロジェクト事務所、車両の燃料費
 大学:コーディネーター他。

外部条件

【前提条件】市の役職者が頻繁に交代しない。市レベルで活動の安定性がある。
 【成果→プロ目】小規模市への政府と県からの予算措置がある。

実施体制

(1)現地実施体制

現地タスクフォース
 事務所担当職員
 在外専門調整員
 農牧省派遣の個別専門家(派遣済人数2名、派遣期間はそれぞれ2006年7月-2008年6月、2008年8月-2010年8月)
 (未定)環境・水資源省派遣の個別専門家(1名、2010年度派遣の予定であったが該当者無し)

(2)国内支援体制

農村開発部を通じた支援

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

小規模農家の貧困削減プログラム内の関連案件、特に技プロ「アチャカチ地域開発計画」(2005-2008年。C/Pが共通)
 技プロ「生命の水」2005-2008年。活動対象地域が重複
 技プロ「生命の水 フェーズ2」2008年-2011年。活動対象地域が重複
 保健プログラム FORSA LA PAZ(活動対象地域が重複)
 ボランティア派遣 パタカマヤ市役所 村落開発普及員、野菜、市内の病院での保健士
 クラワラ・デ・カランガス市役所 村落開発普及員、野菜

(2)他ドナー等の援助活動

ドナーの活動は地域とテーマが一致したものはない。
 灌漑部門全体ではドイツの活動が活発である
 (gtzによる技術セミナー・詳細設計書作成、kfwによる大規模灌漑施設に関する借款)。
 IDBの借款プログラムが2008-2012年に実施されている。県庁の人件費支援、1000Ha未満の施設に対する資金支援等。
 Save the Children、Plan、sartawi等のNGOの活動が多数ある。



技術協力プロジェクト

2018年06月14日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

| | |
|-----------|---|
| 案件名 | (和) 北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト (英) Project of Value-added Agriculture and Forestry for Improvement of the Livelihood of Small scale farmers in Northern La Paz |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 農村開発-農村生活環境改善 |
| 分野課題2 | |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | 農業生産拡大プログラム |
| 援助重点課題 | 経済基盤の整備及び生産分野の多様化 |
| 開発課題 | 農産品の流通強化・生産基盤の整備 |
| プロジェクトサイト | ラパス県アベル・イトゥラルデ郡サンブエナベントゥーラ、イクシアマス |
| 署名日(実施合意) | 2009年12月22日 |
| 協力期間 | 2010年03月13日 ~ 2014年09月12日 |
| 相手国機関名 | (和) 農村開発・土地省 (INIAF) 及びラパス県庁、サンブエナベントゥーラ市役所、イクシアマス市役所 |
| 相手国機関名 | (英) Ministerio de Desarrollo Rural y Tierra, INIAF, Prefectura de La Paz, San Buenaventura e Ixiamas |

プロジェクト概要

背景

ボリビア国(以下「ボ」国)北部ラパス地域は、農業生産のポテンシャルが高いとされつつも、これまで十分な開発が行われてこなかった地域である。当該地域の貧困率は、87.13%(2001年、国立統計院)とラパス県の平均66.2%を大きく上回る。農村の現状としては、経済活動人口の90~95%が農業に従事している。対象地域は1953年の農地改革の実施に伴い内国移住地域に指定されたため、土地無し農民であった多くの移住者が一戸あたり平均50haを分譲されている。しかしながら、再投資や栽培面積の拡大に必要な収入が得られていないことから、所有面積の10~20%のみが農業生産や牧畜業生産に利用されている。

基本的な農業形態は焼畑移動耕作であり、主食であるコメやトウモロコシ等を主体とする1作目の跡地には、ユカ(キャッサバ)、プラタノ、豆類等が栽培されたり、カカオや柑橘類等の永年性作物とそれらの日陰用作物となるプラタノが植え付けられたりする。ただし、それら各種作物の栽培については適切な技術を持っておらず、市場に販売できるだけの十分な品質の農産物を収穫できていない農家が多い。また、農業による収入が十分でないため、違法であるが投資が不要で簡易な収入源として、隣接するマディディ国立公園からの木材伐採に頼っている農民が多い。しかし近年、森林が減少し、より奥地へ侵入・伐採し、悪路を長時間運んでこなくてはならなくなってきたことから、農民自身も他の収入源の必要性を認識しつつある。

このような状況において、ラパス県はその開発計画において「経済・社会の停滞」「地域や社会の分断」「県内外をつなぐ道路インフラの不足」を当該県発展上の障害であると分析しており、その原因として自然のポテンシャル等、他県と比して優位性のある地域の経済的資源が活用されていないこと、農村部における産業活動が不足していること等が挙げられている。そして2007年より、ラパス県は「農業産業化プログラム」により農村部における産業活動の活性化を試みているが、未だ明確な成果を出すには至っていない。こうした背景から、北部ラパス地域において奨励作物の生産・加工・流通を総合的に強化し、農業生産性向上による地域の振興を図るために、我が国に対し技術協力プロジェクトによる協力が要請された。

これを受けてJICAは協力準備調査を実施し、妥当性及び案件枠組みについて先方関係機

関との協議を通じて確認した。その結果、対象地域の小規模農家の貧困削減に向け、付加価値型農業に向けた実施基盤を確立することを目的とし、基幹作物であるコメと換金作物であるカカオの生産システムの改善を通じた付加価値型農業戦略の策定及び農業戦略の具現化に向けた実施体制の構築と関係機関と生産者の能力強化に取り組むべく、国立農林業研究所(INIAF)、ラパス県庁、サンペナイベントウーラ市役所、イクシアマス市役所の4機関をカウンターパート(C/P)機関として、2010年3月から2013年3月まで3年間の予定で技術協力プロジェクト「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト」を開始した。
2012年10～11月に実施された終了時評価結果を受けて、プロジェクト目標の達成と協力成果の持続性確保のため、協力期間を1年6か月間延長することが合意された。

| | |
|-------------|---|
| 上位目標 | プロジェクト対象地域の小規模農家の貧困が削減される。 |
| プロジェクト目標 | プロジェクト対象地域の付加価値型農業に向けた実施基盤が確立される。 |
| 成果 | 1 生産システムの改善を通して、付加価値型農業戦略計画が策定される。 2 付加価値型農業戦略の具現化に向けて関係機関技術者と小規模農家の能力が強化される。 |
| 活動 | 1-1. プロジェクトの活動開始に向けた基盤を整備する。 1-2. 対象地域におけるベースライン調査の計画、調査方法の検討及び調査を実施し、結果を分析する。 1-3. 生産システム改善のための詳細調査(展示圃場設置集落を中心とした営農調査、家計調査、灌漑開発可能性調査等)及び市場調査を実施する。 1-4. 試験圃場及び展示圃場においてパイロットプロジェクトを実施する(品種選抜、肥培管理、作付け時期の検討、剪定技術、水管理、収穫後処理・加工等)。 1-5. 活動成果に基づいた付加価値型農業戦略計画を策定する。 2-1. 試験圃場において関係機関技術者及び農業実習生が農業生産性向上、収穫後処理・加工にかかる技術を習得する。 2-2. 展示圃場において対象集落農民に対する単年性及び永年性作物の栽培技術の指導を行う。 2-3. 対象地域における小規模農家のコメとカカオの生産チェーン(栽培、加工、流通)に関する技術マニュアル、ガイドライン等を作成する。 |
| 投入 | <p>日本側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家: <ul style="list-style-type: none"> (長期)チーフアドバイザー/営農改善、業務調整/普及実施体制整備、稲栽培/普及 (短期)灌漑排水、農家経済 (第三国)カカオ栽培チェーン(ブラジル) ・本邦研修: 農民組織及び収穫後処理等 ・供与機材: 車輛、事務機器、精米検査機等 ・在外事業強化費: 必要に応じ <p>相手国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C/Pの配置 INIAF ナショナルコーディネーター、技術者2名、運営管理助手 ラパス県庁 技術者3名(灌漑技術者1名含む) 2市役所 技術者各2名 ・プロジェクト事務所の設置(サンペナイベントウーラ市、イクシアマス市にそれぞれ1箇所) ・展示圃場設置にかかる経費負担 |
| 外部条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費、農民研修、事務用品、文書作成費、移動費、カウンターパートの旅費等のプロジェクト実施に必要な予算措置 <p>ボリビア農村開発土地省、ラパス県、2市の農村開発政策及び開発計画が大きく変わらない。 異常気象が発生しない。 病害虫の大発生が起こらない。</p> |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | <p>(国レベル) 農村開発・土地省大臣は合同調整員会議長の任を担う。 農村開発・土地省所管の独立機関である国立農牧林業改善研究所(INIAF)の所長がプロジェクトダイレクターとなり、プロジェクトの技術面及び運営面の調整を行う。 INIAFはナショナルコーディネーター、2名の技術者、運営管理助手を配置する。</p> <p>(県レベル) ラパス県庁で開発計画策定、生産性向上、加工・輸出の推進等を担う生産開発局が担当部局となり、同局長がサブ・ダイレクターとなる。県生産開発局は3名の技術者(灌漑担当1名を含む)を配置する。</p> <p>(市レベル) 両市は、農業分野の技術者を各2名配置する。</p> |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | JICAでは、同国南部に位置するチュキサカ県で2009年5月から2014年5月まで「持続的農村開発のための実施体制整備計画フェーズ2」を実施している。本案件同様にマルチアクター(市、県、国、大学)による農村開発の実施体制を構築するものであり、同プロジェクトの成果や教訓を本プロジェクトにおいて活かしていくことが期待されている。 |

(2)他ドナー等の
援助活動

北部ラパス地域においては、国際援助機関であるFAO、CATIE、IICA、二国間ではUSAID、ドイツ、スイスが単独またはNGO(CARE、PRISA)を通じて、アグロフォレストリーの観点から各地でカカオの生産支援プロジェクトを既に実施している。プロジェクト実施に当たってはこれらの機関との連携(人的リソースとしての活用、情報共有等)を図るとともに、活動の重複を避けることとする。なお、これまでの国際機関やNGOなどの支援上の課題として、①支援が一過性である②生産資材(苗、種子、肥料)の供与に偏っている、③加工における支援がない等があげられているが、本プロジェクトでは生産から加工までの一連のプロセスにわたる技術支援を行う予定である。



技術協力プロジェクト

2018年06月14日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

| | |
|-----------|--|
| 案件名 | (和)持続的農村開発のための実施体制整備計画プロジェクトフェーズ2 (英)Project of Establishment of Implementation System of Sustainable Rural Development Phase 2 |
| 対象国名 | ボリビア |
| 分野課題1 | 農村開発-その他農村開発 |
| 分野課題2 | 貧困削減-貧困削減 |
| 分野課題3 | |
| 分野分類 | 農林水産-農業-農業一般 |
| プログラム名 | 農業生産拡大プログラム |
| 援助重点課題 | 経済基盤の整備及び生産分野の多様化 |
| 開発課題 | 農産品の流通強化・生産基盤の整備 |
| プロジェクトサイト | チュキサカ県北部(スクレ市およびスクレ市から約30~200Kmの市村) |
| 署名日(実施合意) | 2009年05月12日 |
| 協力期間 | 2009年05月21日 ~ 2014年05月20日 |
| 相手国機関名 | (和) サンフランシスコ・ハビエル大学、チュキサカ県庁 |
| 相手国機関名 | (英) Universidad San Francisco Xavier, Prefectura de Chuquisaca |

プロジェクト概要

背景

ボリビア国(以下ボリビア)チュキサカ県北部地域は、貧困率92.5%、極貧率87.8%(2001年人口センサス:スクレ市街地を除く)とボリビアで最も貧困割合が高い地域の一つである。同地域では限られた耕作適地において収奪的な農業が行われてきた結果として、大規模な土壌侵食や水資源の枯渇による耕作適地の減少や農地の生産性低下が生じており、住民の多くを占める自給的な農牧業を営む農民の生活は困窮している。

このような状況に技術的な改善策を示すため、我が国の農林水産省は1999年から2003年までチュキサカ県において「農地・土壌侵食防止対策実証調査」を行い、その成果を農村開発計画の策定及び土壌侵食防止に関する手法としてまとめた。同実証調査では土壌保全に係る技術的な指針が示されたが、その成果を用いて住民のニーズに応えた開発事業を推進する体制を確立することが課題として残された。

このような背景の下、ボリビア政府は我が国に対して農村開発の事業の実施及び実施体制の整備のための協力を要請したが、事業実施を急ぐことにより体制整備が疎かになることを避けるため、JICAはまず実施体制の整備を目的とした技術協力プロジェクト「持続的農村開発のための実施体制整備計画(フェーズ1)」をサンフランシスコハビエル大学(以下、SFX大学)、チュキサカ県庁及び対象地域の4村役場をカウンターパート(C/P)機関として2006年1月から2008年1月までの2年間にわたり実施した。同プロジェクトにおいては、4市村の8集落における住民のニーズを反映した開発計画の策定や、農村開発に係る人材育成、開発資金源に関する調査がなされた。

こうして農村開発事業の実施に必要な計画や人材育成体制、開発資金情報が整ったことを受け、ボリビア政府は我が国に対し、チュキサカ県北部地域の貧困削減を推し進めるための協力を再び要請した。同要請においては、既に農村開発計画を有する4市村(8集落)における農村開発事業の実施に加え、対象をチュキサカ県北部地域全体である9市村(36集落)まで拡大させるとともに、農村開発の計画から実施までのプロセスを「ボ」国における「自然資源の回復と保全を軸とした住民主体の農村開発モデル」として確立し、事業が持続するために農村開発実施体制を構築することも併せて要望された。

これを受け、JICAは、SFX大学、チュキサカ県庁、9市村役場をC/P機関とし、2009年5月から2014年5月までの5年間の予定で技術協力プロジェクト「持続的農村開発のための実施体制整

備計画フェーズ2」(以下、プロジェクト)を開始した。

| | |
|-------------|--|
| 上位目標 | チュキサカ県内北部地域に農村開発モデルが普及し、小農の生活水準が改善される。 |
| プロジェクト目標 | チュキサカ県北部地域における農村開発事業の実施を通じ、農村開発モデルと実施体制が確立される。 |
| 成果 | 1: 集落、市村、県庁及びSFX大学に総合農村開発事業の中核人材が養成される。 2: 集落開発計画に基づいた総合農村開発事業の実施を通じて、総合農村開発事業の計画から実施までのプロセスがモデル化される。 3: 市村、県およびSFX大学により、総合農村開発事業実施のための内部及び外部の開発資金が調達される。 4: 市村、県およびSFX大学により、チュキサカ県北部地域の総合農村開発の方向付けを行うための調整委員会が適切に運営される。 |
| 活動 | 1-1 プロジェクトの技術者チーム(大学教員や技術者)に対して持続的農村開発に必要な技術・手法の研修を実施する。 1-2 技術者チームが、集落住民に対して自然資源の保全、持続的農牧業開発に必要な技術に関する研修を実施する。 1-3 前フェーズで作成した研修教材とカリキュラムを見直し、研修の質を向上させる。 1-4 SFX大学に設置される農村開発事業を支援する部署において、人材育成システムを整備する。 2-1 フェーズ2で新規に選定された9市村中の28集落において集落開発計画を策定する。 2-2 対象36集落において、自然資源保全のための活動(土壌保全、植林)を実施する。 2-3 フェーズ2対象の9市村の対象36集落において小規模パイロット事業を実施する。 2-4 対象集落において外部資金により実施される農村開発事業について協議・調整を行う。 2-5 開発事業のプロセスおよび結果を分析し、計画から実施までの最適なプロセスを、農村開発モデルとして纏める。 2-6 農牧技術の導入促進のための展示圃場の設置・運営を行う。 2-7 対象集落で保健衛生・栄養面の啓蒙活動を行う。 3-1 フェーズ1で調査された開発資金源のうち、活用可能な資金源に関する資金調達の手続きを明確にする。 3-2 普及員や市村の計画担当者、県の行政官に対して、資金調達に関する研修を実施する。 3-3 農村開発・土地省が、小規模灌漑やその他の事業の資金申請について、市村及び県庁の申請書類の作成を支援する。 3-4 関係機関が、総合農村開発のための活動と実施体制の存続のために必要な予算を確保する。 4-1 関係機関に、農村開発事業の計画から実施のための必要な人員を配置する。 4-2 SFX大学内に農村開発のための研究/普及/人材育成を担当する部署を設け、その役割等を大学の組織体制の中に位置づける。 4-3 総合農村開発事業の継続性確保のため、市村および県が各々の組織憲章及び組織図に農村開発担当部署を記載する。 4-4 チュキサカ県北部地域の総合農村開発に取り組むための市村、県およびSFX大学による調整委員会を設置する。 |
| 投入 | |
| 日本側投入 | ●長期専門家: 現地リーダー/農村開発、農村開発制度/参加型開発、業務調整 各1名×5年 ●短期専門家: チーフアドバイザー(シャトル型派遣)、その他技術専門家 ●供与機材: 車両、事務機器等 ●本邦・第三国研修 ●在外事業強化費 |
| 相手国側投入 | ●C/P人件費(人材): SFX大学教員、県の行政官及び普及員、市村の計画担当者及び普及員、 ●プロジェクト事務所、圃場等施設 ●機材 ●ローカルコスト(研修経費、調査経費、技術書の発行・運用経費等) |
| 外部条件 | 1)前提条件 ●9市村役場が、独自の予算で少なくとも各村1人の普及員を雇用する。 2)プロジェクト目標達成のための外部条件 ●関係機関の政策が変わらない ●プロジェクトのカウンターパートが大幅には変わらない 3)上位目標達成のための外部条件 ●ボリビアの農村開発に関する国家政策が変わらない |
| 実施体制 | |
| (1)現地実施体制 | 責任機関: 農村開発・土地省 実施機関: サンフランシスコハビエル大学、チュキサカ県庁、9市村役場 プロジェクトダイレクター: サンフランシスコハビエル大学農学部長 |
| 関連する援助活動 | |
| (1)我が国の援助活動 | 技プロ「持続的農村開発実施体制整備計画 フェーズ1(2006-2008)」 |
| (2)他ドナー等の | 1)UNDP: UNDPは、チュキサカ県他高地、溪谷地で水土保持のプロジェクトに対して、資 |

援助活動

金援助を実施している。本プロジェクトのフェーズ1において、農民のグループが立案した土壌浸食の防止(植林苗の育成費及び等高線石積み、浸透溝)の実施において、炭素水素税(IDH)の開発資金とUNDPの資金を活用した。今後も活用可能な資金となっている。

2) ユニセフ: ユニセフは、チュキサカ県他でトイレ建設の支援を展開しているが、本プロジェクトのフェーズ1において、生活改善の一環として、農民グループが立案したトイレの建設において炭素水素税(IDH)の開発資金とユニセフの資金を活用した。今後も活用可能な資金となっている。